協働のまちづくり推進委員会について
（協働のまちづくり条例抜粋）

（協働のまちづくり推進委員会）
第18条　市長は、この条例の実効性を高めるため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、富里市協働のまちづくり推進委員会(以下この章において「委員会」という。)を設置する。

【条文の趣旨】

第18条は、この条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として委員会を設置することとしています。

【条文の説明】

この条例の適切な運用状況を市民の立場から見守り、条例の実効性を高めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、「富里市協働のまちづくり推進委員会」を設置することとしています。

この委員会の設置は、条例の施行後、条例の目的が実現されているか、条文の趣旨に沿った運用がなされているかなど、実効性の確保についても、市が単独で検証するのではなく、執行機関の附属機関として委員会を設置することで市民参画を得て、協働のまちづくりを市民等と市がともに実施することが目的です。



（所掌事務）
第19条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。
⑴　この条例の適切な運用に関すること。
⑵　この条例の見直しに関すること。
⑶　その他市長が必要と認めること。
２　委員会は、前項に定めるもののほか、協働によるまちづくりに関し、次に掲げる事項について検証し、審議し、又は提言することができる。
⑴　協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
⑵　市民活動の促進に係る施策に関すること。
⑶　市政への参画に係る推進施策に関すること。
⑷　その他委員会が必要と認めること。

【条文の趣旨】

第19条は、「富里市協働のまちづくり推進委員会」の所掌する事務について規定しています。

【条文の説明】

委員会は、市民の立場からこの条例の適切な運用を進行管理するとともに、市における協働事業や市民活動推進施策等の状況を把握し、その問題点や改善策などについて検証し、意見・提言を行うこととしています。

所掌事務は、

≪第１項≫市長が諮問し、委員会が答申する事項として、

①条例の適切な運用

②条例の見直し

③その他市長が協働のまちづくりに関し必要と認めること

≪第２項≫委員会が市長の諮問とは別に協働のまちづくりに関し自主的に検証、審議又は意見を提言する事項として

①協働によるまちづくりの推進施策

②市民活動の促進

③市政への参画の推進施策

④その他委員会が必要と認めること

としています。

また、この委員会は、市民間及び市民と市の間を様々な形で媒介していく役割も望まれるところです。

（組織）
第20条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
⑴　市民のうちから公募により選任した者
⑵　地域コミュニティ関係者
⑶　有識者
⑷　その他市長が必要と認める者
３　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

【条文の趣旨】

第20条は、「富里市協働のまちづくり推進委員会」の委員構成、委員の任期などについて規定しています。

【条文の説明】

委員会の委員構成については、この条例の趣旨を踏まえ、公募委員をはじめ、まちづくりを担う各種の主体や学識経験を有する者等により構成することとしています。